

三陸北沿岸 海岸保全基本計画(改定案) 改訂箇所一覧

ページ	変更前	変更後
表紙	<p style="text-align: center;">計 画 編</p> <p style="text-align: center;">三陸北沿岸海岸保全基本計画</p> <p style="text-align: center;">(変 更)</p> <p style="text-align: center;">平成25年度</p>	<p style="text-align: center;">計 画 編</p> <p style="text-align: center;">(改 定 案)</p> <p style="text-align: center;">三陸北沿岸海岸保全基本計画</p> <p style="text-align: center;">平成27年度</p>
目次	<p>第2章. 海岸の保全に関する基本的な事項 10</p> <p>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 10</p> <p>1.1 海岸の現況 10</p> <p>1.1.1 概況 10</p> <p>1.1.2 防護面から見た現況 11</p> <p>1.1.3 環境面から見た現況 14</p> <p>1.1.4 沿岸の社会的特性 15</p> <p>1.2 三陸北沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項 17</p> <p>1.2.1 基本理念 17</p> <p>1.2.2 基本方針 18</p> <p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方 19</p> <p>1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出 20</p> <p>1.2.5 三陸北沿岸における基本施策 21</p> <p>2. 海岸の防護に関する事項 23</p> <p>2.1 海岸の防護の目標 23</p> <p>2.1.1 防護すべき地域 23</p> <p>2.1.2 防護水準 23</p> <p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策 25</p> <p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 27</p> <p>3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策 27</p> <p>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 30</p> <p>4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策 30</p> <p>5. 施策の整理 31</p> <p>第3章. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 33</p> <p>1. 海岸保全施設を整備しようとする地域 33</p> <p>1.1 整備対象海岸の区分 33</p> <p>1.2 整備対象海岸の選定 33</p> <p>2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 33</p> <p>2.1 整備内容と施設の種類の 33</p> <p>2.2 施設の規模、配置 35</p> <p>3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 35</p> <p>第4章. 今後の取り組み方針 36</p> <p>添 付 図</p> <p>巻 末 資 料</p>	<p>・ ページ変更</p> <p>・ 見出し変更</p> <p>第2章. 海岸の保全に関する基本的な事項 8</p> <p>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 8</p> <p>1.1 海岸の現況 8</p> <p>1.1.1 概況 8</p> <p>1.1.2 防護面から見た現況 9</p> <p>1.1.3 環境面から見た現況 12</p> <p>1.1.4 沿岸の社会的特性 13</p> <p>1.2 三陸北沿岸の海岸の保全に関する基本的な事項 15</p> <p>1.2.1 基本理念 15</p> <p>1.2.2 基本方針 16</p> <p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方 17</p> <p>1.2.4 保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点の抽出 18</p> <p>1.2.5 三陸北沿岸における基本施策 20</p> <p>2. 海岸の防護に関する事項 22</p> <p>2.1 海岸の防護の目標 22</p> <p>2.1.1 防護すべき地域 22</p> <p>2.1.2 防護水準 22</p> <p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策 24</p> <p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 26</p> <p>3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策 26</p> <p>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 30</p> <p>4.1 海岸における公衆の適正な利用のための施策 30</p> <p>5. 施策の整理 31</p> <p>第3章. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 33</p> <p>1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域 33</p> <p>1.1 整備対象海岸の区分 33</p> <p>1.2 整備対象海岸の選定 33</p> <p>2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 33</p> <p>2.1 整備内容と施設の種類の 33</p> <p>2.2 海岸保全施設の選定 34</p> <p>2.3 施設の規模、配置 36</p> <p>3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 37</p> <p>4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 38</p> <p>第4章. 今後の取り組み方針 38</p> <p>第5章. 施設整備計画図と整備箇所整理表 42</p>

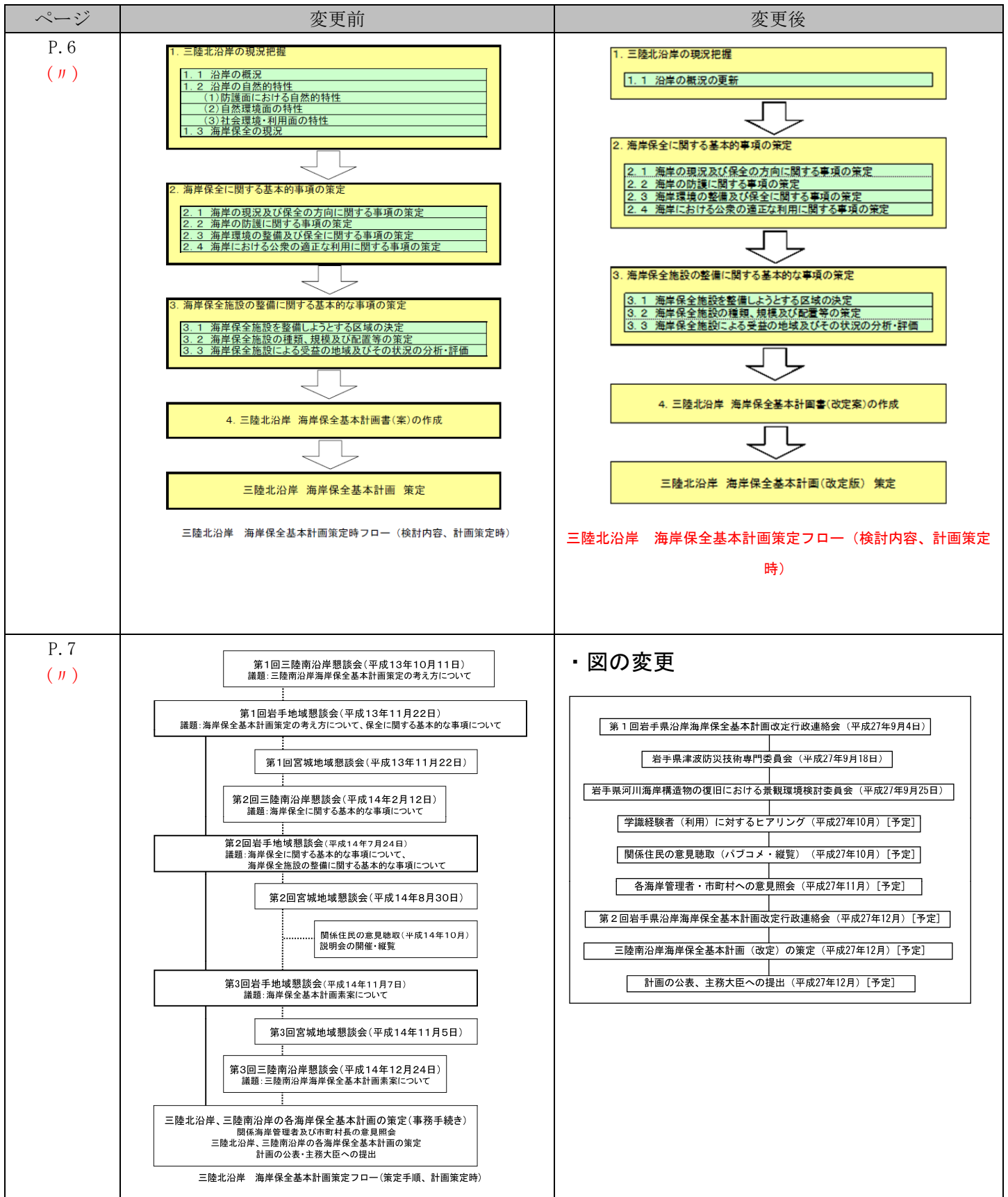
() 内：新ページ

ページ	変更前	変更後
P. 1 (Ⅱ)	<p>1.1 計画策定・改定の考え方</p> <p>海岸法においては、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、「災害からの海岸の防護（防災）」のみならず、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の適正な利用」が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。</p> <p>また、都道府県では、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸毎に定めることになっている。</p> <p>このことから、岩手県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸北沿岸（青森県境～岩手県宮古市鮎ヶ崎）を広域的な視点でとらえ、地域の意見を反映した「三陸北沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところである。</p> <p>そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、三陸北沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このため、その被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護に関する事項」を今般改定するものである。</p> <div data-bbox="268 1227 734 1836"> <p>改正海岸法</p> <p>目的</p> <p>昭和31年(1956) 防護</p> <p>平成11年(1999) 防護、環境、利用</p> <p>「環境」と「利用」を法目的に追加</p> <p>「海岸保全施設の整備基本計画」を中心に展開してきた。</p> <p>「海岸保全基本計画」を中心に展開していく。</p> <p>海岸法の主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加 ◆ 公共海岸の適正な保全のための措置の新設 ◆ 一般公共海岸区域の創設 ◆ 海岸管理のための計画制度の見直し ◆ 海岸の管理における市町村参画の推進 ◆ 海岸保全施設の定義の見直し </div>	<p>※海岸法改正の伴う追記及び変更</p> <p>1.1 計画策定・改定の考え方</p> <p>総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、これまでの「災害からの海岸の防護（防災）」に加えて、「海岸環境の整備と保全および公衆の適正な利用」が平成11年の海岸法改正時に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。</p> <p>また、都道府県では、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸毎に定めることになっている。</p> <p>このことから、岩手県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸北沿岸（青森県境～岩手県宮古市鮎ヶ崎）を広域的な視点でとらえ、平成16年5月に地域の意見を反映した「三陸北沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところである。</p> <p>そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、三陸北沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このことを踏まえて、中央防災会議から新たな津波対策が示されるとともに、平成26年6月11日に公布された「改正海岸法」では、防災減災機能を有する樹林を海岸保全施設に位置づける措置がなされた。このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護及び維持管理に関する事項」を今般改定するものである。</p> <p>※図の変更</p> <div data-bbox="849 1321 1492 1915"> <p>改正の概要</p> <p>海岸の防災・減災対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海岸管理における防災・減災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け ➢関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置 ○水門・陸隔等の安全かつ確実な操作体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ➢水門・陸隔等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定 ➢災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸隔等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備 <p>海岸の適切な維持管理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全施設の適切な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ➢海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定 ➢船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令 ○地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定 </div>

ページ	変更前	変更後
P2 (II)	<p>「三陸北沿岸 海岸保全基本計画」の計画策定の対象範囲は、北は青森県境（岩手県洋野町）から南は岩手県鮎ヶ崎（岩手県宮古市）までの区間で、海岸線は比較的単調であることから総延長は約261kmと岩手県側の三陸南沿岸の約6割となっている。</p>	<p>※文言の修正</p> <p>「三陸北沿岸海岸保全基本計画」の計画策定の対象範囲は、北は青森県境（岩手県洋野町）から南は鮎ヶ崎（岩手県宮古市）までの区間で、海岸線は比較的単調であることから総延長は約261kmと岩手県側の三陸南沿岸の約6割となっている。</p> <p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>（注）気仙沼市には(旧)唐桑町、(旧)本吉町の2町分を含めている。 南三陸町には(旧)志津川町と(旧)歌津町の2町分を含めている。 石巻市には(旧)河北町、(旧)雄勝町、(旧)北上町、(旧)牡鹿町の4町分を含めている。</p>

ページ	変更前	変更後
P. 4, 5 (II)	<p>1.3 計画策定（改定）に関する基本的な事項</p> <p>海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画の作成に関する「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」を次のように提示している。</p> <p>(1) 定めるべき基本的な事項</p> <p>1) 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。</p> <p>イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。</p> <p>ロ 海岸の防護に関する事項</p> <p>防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ハ 海岸環境整備及び保全に関する事項</p> <p>海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。</p> <p>イ 海岸保全施設を整備しようとする区域</p> <p>一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。</p> <p>ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。</p> <p>ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設の種類によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。</p>	<p>※海岸法改正の伴う文章の変更と追加 ※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>1.3 計画策定・改定に関する基本的な事項</p> <p>海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画の作成に関する「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」を次のように提示している。</p> <p>(1) 定めるべき基本的な事項</p> <p>1) 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。</p> <p>イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</p> <p>自然的特性や社会的特性を踏まえ、海岸保全の長期的なあり方を定める。</p> <p>ロ 海岸の防護に関する事項</p> <p>防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ハ 海岸環境整備及び保全に関する事項</p> <p>海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。</p> <p>イ 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p>① 海岸保全施設を整備しようとする区域</p> <p>一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。</p> <p>② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>①の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。</p> <p>③ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設の種類によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。</p> <p>ロ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>① 海岸保全施設の存する区域</p> <p>② 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p>

ページ	変更前	変更後
P. 4, 5 (Ⅱ)	<p>(2) 留意すべき重要事項</p> <p>海岸保全基本計画を策定するに当たって留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>1) 関連計画との整合性の確保</p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p> <p>2) 関係行政機関との連携・調整</p> <p>海岸に關係する行政機関と十分な連携と堅密な調整を図る。</p> <p>3) 地域住民の参画と情報公開</p> <p>計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。</p> <p>4) 計画の見直し</p> <p>地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。</p>	<p>③ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>(2) 留意すべき重要事項</p> <p>海岸保全基本計画を策定・改定するに当たって留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>1) 関連計画との整合性の確保</p> <p>計画策定時においては、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。</p> <p>また、計画改定時においても、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域防災計画、災害関連計画等関連する計画との整合性を確保した。</p> <p>2) 関係行政機関との連携・調整</p> <p>計画策定時及び計画改定時においては、「三陸北沿岸海岸保全基本計画策定行政連絡会」等を設置し、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。</p> <p>3) 地域住民の参画と情報公開</p> <p>計画策定時においては、策定段階において、有識者及び住民代表からなる懇談会、住民説明会及び縦覧を実施し、意見を本計画に十分に反映させた。</p> <p>また、計画改定時においても、岩手県では「岩手県津波防災技術専門委員会」等を開催し、有識者及び住民等の意見を計画改定に反映させた。</p>
P. 6 (Ⅱ)	<p>(1) 計画策定の流れ</p> <p>③上記をとりまとめた計画素案に対し、岩手県地域懇談会で最終的な検討を行った。</p>	<p>・タイトルの変更と追加</p> <p>(計画策定の流れ)</p> <p>③上記をとりまとめた計画素案に対し、「三陸南沿岸懇談会」で最終的な検討を行った。</p> <p>(計画改定の流れ)</p> <p>本改定にあたり、岩手県では「岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会」等を設置し、最終的な検討を行った。</p>



ページ	変更前	変更後
P. 9	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会設立 (平成24年8月10日)</div> <div style="margin: 5px 0 5px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">岩手県津波防災技術専門委員会 (平成24年10月26日) 議題：三陸北沿岸、三陸南沿岸海岸保全基本計画案について</div> <div style="margin: 5px 0 5px auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">三陸北沿岸、三陸南沿岸の各海岸保全基本計画の策定（事務手続き） ・関係海岸管理者及び市町村長の意見照会 (平成24年12月) ・三陸北沿岸、三陸南沿岸の各海岸保全基本計画の策定 (平成25年6月まで) ・計画の公表・主務大臣への提出 (平成25年9月)</div> <div style="margin: 5px 0 5px auto;">↓</div> <p>三陸北沿岸 海岸保全基本計画策定フロー(策定手順、改定時)</p> </div>	<p>・削除</p>
P. 10 (P. 8)	<p>1.1.1 概況</p> <p>三陸北沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸の浦々には 50 を超える港湾や漁港が立地し、海岸部の多くが地元沿岸漁業の利用の場となっているなど、豊かな沿岸で育まれた水産業は住民の暮らしを支えているとともに、三陸北沿岸の象徴の一つとなっている。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>1.1.1 概況</p> <p>三陸北沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸の浦々には 50 を超える港が立地し、漁船漁業の基地となっている漁港に加え、岸部の多くが地元沿岸漁業の利用の場となっているなど、この地で育まれた水産業は住民の暮らしを支えているとともに、三陸北沿岸の象徴の一つとなっている。</p>
P. 11 (P. 9)	<p>1.1.2 防護面から見た現況</p> <p>(1) 海岸線の現況</p> <p>三陸北沿岸の海岸線は崖海岸が多く比較的単調であるものの、宮古湾から<small>とどがざき</small>鮎ヶ崎にかけては出入りに富むリアス式海岸となっている。</p> <p>平野は比較的大きな河川が注ぐ湾の湾奥に部分的に広がっている。また、大部分が岩礁海岸から成り、砂浜海岸は少ないものの十府ヶ浦は比較的規模の大きな砂浜海岸である。</p> <p>平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震により地盤沈下等のため海岸線が後退した海岸も見られる。</p> <p>□海岸線の現況のまとめ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・隆起による典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、平地が少ない。 ・海岸線は比較的単調。海岸線は大部分が岩礁性で、砂浜海岸が少ない。 </div> <p>(2) 沿岸の風、波</p>	<p>・文章の変更と追加</p> <p>1.1.2 防護面から見た現況</p> <p>(1) 海岸線の現況</p> <p>三陸北沿岸の海岸線は崖海岸が多く比較的単調であるものの、宮古湾から鮎ヶ崎にかけては出入りに富むリアス式海岸となっている。</p> <p>平野は比較的大きな河川が注ぐ湾の湾奥に部分的に広がっている。また、大部分が岩礁海岸から成り、砂浜海岸は少ないものの十府ヶ浦は比較的規模の大きな砂浜海岸である。</p> <p>平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震による地盤沈下等のため海岸線が後退した海岸も見られ、復旧・復興計画にも大きな影響が生じている。</p> <p>□海岸線の現況のまとめ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・隆起による典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、平地が少ない。 ・海岸線は比較的単調。海岸線は大部分が岩礁性で、砂浜海岸が少ない。 </div> <p>注1) リアス式海岸</p> <p>起伏の大きい山地が、地盤の沈下または海面の上昇によって海面下に沈んで生じた海岸。一般に海岸まで山地の迫った半島と、その間に挟まれたおぼれ谷（陸上の谷が地盤の沈下や海面の上昇によって海面下に沈んでつくられた湾）とが交互し、<small>きざし</small>鋸歯状（のこぎりの歯のようにぎざぎざになっている状態）の海岸線を形成する。</p> <p style="text-align: right;">参考「新版 地学事典」</p> <p>(2) 沿岸の風、波</p>

ページ	変更前	変更後								
<p>P. 11 (P. 9)</p>	<p>三陸北沿岸における風況（久慈及び宮古）は次のとおりである。※気象庁データより</p> <table border="1" data-bbox="252 331 817 456"> <tr> <td>久慈</td> <td>W（西）、WSW（西南西）が卓越している。</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。</td> </tr> </table> <p>波浪は、国土交通省所管NOWPHASの2001年～2010年の観測結果から、三陸北沿岸の久慈港で1.0m未満が45.2%となっている。また、波高1.0mを越える高い波はいずれの沿岸も冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。</p>	久慈	W（西）、WSW（西南西）が卓越している。	宮古	SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。	<p>三陸北沿岸における風況（久慈及び宮古）は次のとおりである。※気象庁データより</p> <table border="1" data-bbox="900 331 1465 421"> <tr> <td>久慈</td> <td>W（西）、WSW（西南西）が卓越している。</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。</td> </tr> </table> <p>波浪は、国土交通省所管NOWPHASの2001年～2010年の観測結果から、三陸北沿岸の久慈港で1.0m未満が45.2%となっている。また、波高1.0mを越える高い波はいずれの沿岸も冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。</p> <p>注2) 有義波高 波の観測記録中、波高の最も高い方から順に全体の3分の1だけ取り出して、それらの波高を平均化した値をいう。</p>	久慈	W（西）、WSW（西南西）が卓越している。	宮古	SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。
久慈	W（西）、WSW（西南西）が卓越している。									
宮古	SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。									
久慈	W（西）、WSW（西南西）が卓越している。									
宮古	SSE（南南東）、NNE（北北東）、SE（南東）が卓越している。									
<p>P. 12, 13 (P. 10, 11)</p>	<p>たかしお</p> <p>(3) 津波、高潮、波浪への対応状況</p> <p>①津波による浸水被害の発生状況</p> <p>宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波に対する警戒をうながす一例となっている。</p> <p>近年の三陸北沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和8年：西暦1933年）、及びチリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）での痕跡高では明治29年（西暦1896年）の三陸沖地震津波で最も高い記録が残っている。一方、昭和35年のチリ地震津波は痕跡高では明治29年及び昭和8年の三陸沖地震津波より低いものの、地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、痕跡高に比べ被害が大きくなっている。</p> <p>平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波では最大遡上高は約40mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。岩手県では、沿岸部の被害が深刻であり、特に久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町などの被害が顕著である。</p> <p>③海岸侵食</p> <p>砂浜海岸では、各種のダム建設や河川改修工事による河川からの土砂供給量の減少や、海岸構造物による沿岸漂砂への影響等から侵食傾向の海岸も見られる。</p> <p>④海岸保全施設の整備状況</p> <p>こうした海岸保全施設については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、津波の規模が甚大であり、広範囲にわたって被害が発生したた</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>たかしお</p> <p>(3) 津波、高潮、波浪への対応状況</p> <p>①津波による浸水被害の発生状況</p> <p>岩手県の宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波の恐ろしさを後生に伝える一例となっている。</p> <p>近年の三陸北沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和8年：西暦1933年）、チリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）、及び東北地方太平洋沖地震津波（平成23年：西暦2011年）での痕跡高では、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波で20m以上に達する地域がみられ最も高い記録が残っている。また、近年は地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、人命、家屋・農地等に甚大な被害が生じている。</p> <p>③海岸侵食</p> <p>砂浜海岸では、各種のダム建設や河川改修工事による河川からの土砂供給量の減少や、海岸構造物による沿岸漂砂への影響等から侵食傾向の海岸も見られる。また、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、大きく侵食した海岸も見られる。</p> <p>④海岸保全施設の整備状況</p> <p>こうした海岸保全施設については、平成23年（西暦2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった一定の効果を発揮したものの、津波の規模が甚大であり、広範囲にわたって被害が発生したため、災害復旧事業等を推進している状況である。</p> <p>⑤堤防等の整備高さの状況</p> <p>堤防等の計画天端高を設定し、災害復旧事業等を推進している状況である。</p> <p>⑥防災対策の状況</p>								

ページ	変更前	変更後
P. 12, 13 (P. 10, 11)	<p>め、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。</p> <p>⑤堤防等の整備高さの状況</p> <p>堤防等の天端高を設定し、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。</p> <p>⑥防災対策の状況</p> <p>2) 県及び沿岸市町の防災対策</p> <p>岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に推進している。</p> <p>また、沿岸市町においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っている。</p> <p>今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波による甚大な被害を踏まえ、岩手県では市町村が主体となり新たに「避難場所の整備」、「安全情報伝達施設整備」、「防災訓練」などを実施していくこととしている。</p>	<p>2) 県及び沿岸市町村の防災対策</p> <p>岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していた。</p> <p>また、沿岸市町村においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っていた。</p> <p>今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波による甚大な被害を踏まえ、岩手県では市町村が主体となり新たに「避難場所の整備」、「防災訓練の実施」、「安全情報伝達施設整備」等を全市町村で整備または実施していく。</p>
P. 14 (P. 12)	<p>1.1.3 環境面から見た現況</p> <p>(2) 優れた海岸地形、景観</p> <p><small>なぎさ</small> <small>はくしゃせいしょう</small> また、「日本の 渚 百選」「日本の白砂青松百選」「日本の水浴場 88 選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。</p> <p>(4) 陸域の生物</p> <p>しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により生態系に被害が生じた。</p> <p>(6) 海岸ゴミ等の海岸環境に対する影響</p> <p>平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震後においては、瓦礫の発生に伴う漂着ゴミ問題が深刻化した。</p>	<p>※文章の変更と追加</p> <p>1.1.3 環境面から見た現況</p> <p>(2) 優れた海岸地形、景観</p> <p><small>なぎさ</small> <small>はくしゃせいしょう</small> また、「日本の 渚 百選」「日本の白砂青松 100 選」「快水浴場百選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。</p> <p>(4) 陸域の生物</p> <p>しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により動植物自体の被害をはじめ、その生息地、生育地、繁殖地、地域の生態系に被害が生じた。</p> <p>(6) 海岸ゴミ等の海岸環境に対する影響</p> <p>また、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震後においては、瓦礫の発生に伴う漂着ゴミ問題が深刻化した。</p>
P. 15 (P. 13)	<p>1.1.4 沿岸の社会的特性</p> <p>(1) 背後地域の土地利用及び海域利用</p> <p>三陸北沿岸では、いずれも地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、田畑の利用に占める割合は少ない状況にある。</p> <p>三陸北沿岸には50の漁港があり、豊かな漁場環境を活かした水産業（沿岸漁業、養殖業、水産加工業など）が盛んである。</p>	<p>・文章の変更と追加</p> <p>1.1.4 沿岸の社会的特性</p> <p>(1) 背後地域の土地利用及び海域利用</p> <p>三陸北沿岸では、いずれも地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、農地の利用に占める割合は少ない状況にある。</p> <p>三陸北沿岸には50の漁港があり、豊かな漁場環境を活かしたワカメ、コンブ等の養殖業、アワビ、ウニ等の採貝藻漁業、サケ等</p>

ページ	変更前	変更後
<p>P. 15 (P. 13)</p>	<p>ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ等が中心となっている。しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、養殖施設等に甚大な被害が生じた。</p> <p>(2) 産業構造と就業者人口</p> <p>三陸北沿岸では宮古市及び久慈市が業就業人口が多く、また、沿岸市町の人口に占める第3次産業への就業の割合は高いものとなっている。第1次産業の就業者人口は、約7～28%（平成22年度国勢調査）であるが、その内訳をみると水産業が占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。第1次産業の就業割合が多いのは宮古市田老である。</p> <p>(3) 沿岸域にかかわる総合計画</p> <p>三陸北沿岸の海岸及びその周辺に係わる主なプロジェクトとしては、陸域では道路事業と（八戸久慈縦貫自動車道路[一部供用開始]及び三陸北縦貫自動車道路）進められている。</p> <p>また、海岸周辺では港湾整備を中心とした事業の推進等が揚げられ、更に平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波被災からの復旧・復興事業が各地で行われている。</p> <p>(4) 海浜へのアクセス</p> <p>三陸北沿岸における海浜へのアクセスは、いずれも沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町村道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、宮古湾から<small>とどがざき</small>鮎ヶ崎までのリアス式海岸で地形が急峻である箇所では直接 汀 に近づくことができない海岸もある。また、半島の先端部へのアクセスが難しい箇所もある。</p> <p>しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、主要道路等に甚大な被害が生じた。現在、復興道路として、主要道路等を整備中である。</p>	<p>の定置網漁業が盛んにおこなわれている。しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、漁港施設や養殖施設等に甚大な被害が生じた。</p> <p>(2) 産業構造と就業者人口</p> <p>三陸北沿岸では宮古市及び久慈市の就業者人口が多く、また、沿岸市町村の人口に占める第3次産業への就業の割合は高いものとなっている。第1次産業の就業者人口は、約7～23%（平成22年度国勢調査）であるが、その内訳をみると水産業の占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。第1次産業の就業割合が多いのは宮古市田老である。</p> <p>(3) 沿岸域にかかわる総合計画</p> <p>三陸北沿岸の海岸及びその周辺に係わる主なプロジェクトとしては、陸域では道路事業（八戸久慈縦貫自動車道路[一部供用開始]及び三陸北縦貫自動車道路）が進められている。</p> <p>また、海岸周辺では港湾整備を中心とした事業の推進等が揚げられ、更に平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波被災からの復旧・復興事業が各地で行われている。</p> <p>(4) 海浜へのアクセス</p> <p>三陸北沿岸における海浜へのアクセスは、いずれも沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町村道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、宮古湾から<small>とどがざき</small>鮎ヶ崎まではリアス式海岸のため地形が急峻な海岸も多くアクセスが難しい箇所もある。</p> <p>しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、主要道路等に甚大な被害が生じた。現在、災害復旧事業や復興道路として、主要道路等を整備中である。</p>
<p>P. 18 (P. 16)</p>	<p>◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める</p> <p>「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防衛の考え方で減災する。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める</p> <p>「最大クラスの津波」に対しては、住民の人命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防衛の考え方で減災する。</p>
<p>P. 19 (P. 17)</p>	<p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</p> <p>三陸北沿岸での海岸保全の長期的なあり方は、基本理念と基本方針を海岸保全の方向性として施策を展開していくものとする。</p>	<p>※文章表現の見直し</p> <p>1.2.3 海岸保全の長期的なあり方</p> <p>三陸北沿岸での海岸保全の長期的なあり方は、基本理念と基本方針を海岸保全の方向性として施策を展開していくものとする。</p>

ページ	変更前	変更後
P. 20 (P. 18)	<p>◆課題点</p> <p>防 護</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波、高潮、侵食等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保 ○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保 ○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進 ○水門等の遠隔操作化 ○保守点検等、施設の老朽化への対応 ○既存施設のデータベース化 ○防災教育の普及 ○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用 ◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応 ◆観測体制の確立 <p>環 境</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆貴重種を含む生物への配慮、陸域・海域の生息環境の保全 ◆岩礁・砂浜等及び磯・藻場への配慮 ◆優れた海岸地形への配慮と対応 ◆優れた景観への配慮と対応 ◆水質劣化への配慮 ◆地域やボランティアとの連携、利用者のモラル向上への対応、環境劣化への対応 ◆自然関係の法規制との調整 <ul style="list-style-type: none"> ○行為の制約への対応 <p>利 用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整 ◆水産業利用への配慮 ◆アクセスの向上、避難経路の確保 ◆海岸における快適性・利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○多様な海岸利用への配慮及び住み分け ○海岸保全施設整備における利用への配慮 ○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備 ◆海岸愛護思想の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ○海岸における地域活動との連携 ○自然体験、学習活動等の推進 	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合 ※文書表現の変更</p> <p>◆課題点</p> <p>防 護</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波、高潮、侵食等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保 ○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保 ○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進 ○水門等の遠隔操作化・操作体制の確立 ○保守点検等、施設の老朽化への対応 ○既存施設のデータベース化 ○防災教育の普及 ○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用 ◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応 ◆潮位等の観測体制の確立と観測データの活用 ◆質の高い海岸保全技術の導入 <p>環 境</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海岸環境の保護・保全 <ul style="list-style-type: none"> ○海岸環境の保護・保全に配慮した施設整備の推進（貴重種を含む動植物や生息環境の保全）（岩礁・砂浜等及び磯・藻場の保全） ○海岸愛護・海岸美化の啓発 ○環境保全に関する住民意識の向上（地域やボランティアとの連携） ◆海岸環境の観測体制と監視 <ul style="list-style-type: none"> ○水質のモニタリング ○海岸特有の貴重な自然環境資源の監視 ○既存データのデータベース化 ○利用制限（行為の制約への対応） ◆海岸環境の再生と創出への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○リアス式地形など、地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな創出を図る手法の推進 ○地域の自然環境等に精通している有識者との協議 ◆海岸景観への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺空間との調和 <p>利 用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆陸域・海域、河口の豊かな資源の活用への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○漁場環境の保全と養殖業等への配慮 ○学習・教育、レクリエーションの場の形成 ◆海岸の安全で快適な利用や利用者のマナー向上 <ul style="list-style-type: none"> ○地元自治体や住民と連携した啓発活動（地域活動との連携） ○普及方策の展開（自然体験、学習活動等の推進） ◆海岸における快適性・利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の快適性を高める質の高い海岸環境整備の展開 ○駐車場、トイレ等の公共利用施設の整備 ○海の眺望の確保 ○階段等付属施設の利用環境の向上（アクセスの向上、避難経路の確保） ◆地域のまちづくり計画等との調整（土地利用、海域利用と海岸整備との連携・調整） ◆各関係機関との計画段階からの調整（施設整備における水産業等における利用への配慮）

ページ	変更前	変更後
P. 21 (P. 20)	<p>1.2.5 三陸北沿岸における基本施策</p> <p>海岸における安全確保を目的とする「海岸の防護」、豊かで貴重な自然環境・生態系の保護・保全を目的とした「海岸環境の整備及び保全」、及び海岸の施設整備や自然環境保全との調和を考慮した「海岸における公衆の適正な利用」の3つを柱として、三陸北沿岸の長期的な在り方(基本理念)の実現に向け、三陸北沿岸では以下の施策を基本施策として展開する。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>1.2.5 三陸北沿岸における基本施策</p> <p>海岸における安全確保を目的とする「海岸の防護」、豊かで貴重な自然環境・生態系の保護・保全を目的とした「海岸環境の整備及び保全」、および海岸の施設整備や自然環境保全との調和を考慮した「海岸における公衆の適正な利用」の3つを柱として、三陸北沿岸の長期的なあり方(基本理念)の実現に向け、相互に調整を図り、以下の施策を基本施策として展開する。</p>
P. 22 (P. 21)		<p>・図の変更</p> 
P. 23 (P. 22)	<p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>2.1 海岸の防護の目標</p> <p>2.1.1 防護すべき地域</p> <p>三陸北沿岸での防護すべき地域とは、「海岸保全施設が整備されない場合に、設定する津波・高潮等による浸水等によって海岸背後の家屋や農地などの諸施設に対する被害の発生が想定される地域。また、侵食によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれることが想定される地域。」とする。</p> <p>2.1.2 防護水準</p> <p>防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導体制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。</p> <p>特に、津波への防護水準については、明治29年、昭和8年の三陸</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>2.1 海岸の防護の目標</p> <p>2.1.1 防護すべき地域</p> <p>三陸北沿岸での防護すべき地域とは、「海岸保全施設が整備されない場合に、設定する津波・高潮等による浸水等によって海岸背後の人命、家屋や農地、幹線道路、鉄道等の諸施設に対する被害の発生、さらには地域経済活動にまで影響を及ぼすことが想定される地域。また、侵食によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれることが想定される地域。」とする。</p> <p>2.1.2 防護水準</p> <p>防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導体制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。</p> <p>特に、津波への防護水準については、明治29年、昭和8年の三陸</p>

<p>沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対して対処できる防護水準としていくことを目標に、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しうると判断される地域海岸単位に設計津波の水位を設定し、それを目安に設定するものとする。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すこととする。</p> <p>また、侵食への防護については、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られるが、津波への防護を優先しつつ、各市町村と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。</p> <p>三陸北沿岸における津波・高潮等、及び侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。</p>	<p>沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対処する。計画堤防高は、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しうる地域海岸単位に設計津波の水位を求め、それを基本に定めるものとする。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、人命を最大限に守ることを目的として、避難時間を確保するなど全壊に至る可能性を減らすために、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。</p> <p>侵食への防護については、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られるが、津波への防護を優先しつつ、各市町村と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。</p> <p>三陸北沿岸における津波・高潮等、及び侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。</p>
--	---

ページ	変更前	変更後																																																																																																																																																								
P. 24 (P. 23)	<p style="text-align: center;">防潮堤等の防護水準、及び侵食についての防護水準（岩手県地域）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">防護すべき地域</th> <th rowspan="2">津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)</th> <th rowspan="2">侵食</th> </tr> <tr> <th>地域海岸</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋野～久慈北海岸</td> <td>洋野町</td> <td>(TP +12.0m) の確保</td> <td rowspan="12">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。</td> </tr> <tr> <td>久慈湾</td> <td rowspan="2">久慈市</td> <td>(TP +8.0m) の確保</td> </tr> <tr> <td>久慈南海岸</td> <td>(TP +12.0m) の確保</td> </tr> <tr> <td>野田湾</td> <td>野田村</td> <td>(TP +14.0m) の確保</td> </tr> <tr> <td>普代海岸</td> <td>普代村</td> <td>(TP +15.5m) の確保</td> </tr> <tr> <td>田野畑海岸</td> <td>田野畑村</td> <td>(TP +14.3m) の確保</td> </tr> <tr> <td>岩泉海岸</td> <td>岩泉町</td> <td>(TP +14.7m) の確保</td> </tr> <tr> <td>田老海岸</td> <td rowspan="2">富古市</td> <td>(TP+14.7m) の確保</td> </tr> <tr> <td>宮古湾</td> <td>(TP+10.4m) の確保</td> </tr> <tr> <td>重茂海岸</td> <td>富古市 (鮎ヶ崎まで)</td> <td>(TP+14.1m) の確保</td> </tr> </tbody> </table>	防護すべき地域		津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食	地域海岸	市町村	洋野～久慈北海岸	洋野町	(TP +12.0m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。	久慈湾	久慈市	(TP +8.0m) の確保	久慈南海岸	(TP +12.0m) の確保	野田湾	野田村	(TP +14.0m) の確保	普代海岸	普代村	(TP +15.5m) の確保	田野畑海岸	田野畑村	(TP +14.3m) の確保	岩泉海岸	岩泉町	(TP +14.7m) の確保	田老海岸	富古市	(TP+14.7m) の確保	宮古湾	(TP+10.4m) の確保	重茂海岸	富古市 (鮎ヶ崎まで)	(TP+14.1m) の確保	<p style="text-align: center;">※図の変更三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p style="text-align: center;">防潮堤等の防護水準、及び侵食についての防護水準 単位：m (T.P.)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域海岸名</th> <th rowspan="2">代表地震</th> <th rowspan="2">地域海岸 内堤防高</th> <th colspan="2">海岸堤防高</th> <th rowspan="2">侵食</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">洋野～ 久慈北海岸</td> <td rowspan="5">昭和三陸地震</td> <td rowspan="5">12.0</td> <td>青森県境</td> <td>川尻</td> <td rowspan="5">12.0</td> </tr> <tr> <td>江戸が浜</td> <td>鹿糠1</td> </tr> <tr> <td>玉川</td> <td>弁天鼻</td> </tr> <tr> <td>川尻</td> <td>江戸が浜</td> </tr> <tr> <td>鹿糠1</td> <td>鹿糠2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">久慈湾</td> <td rowspan="5">昭和三陸地震</td> <td rowspan="5">8.0</td> <td>弁天鼻</td> <td>麦生</td> <td rowspan="5">8.0</td> </tr> <tr> <td>半崎1</td> <td>半崎2</td> </tr> <tr> <td>夏井</td> <td>五文の滝</td> </tr> <tr> <td>麦生</td> <td>半崎1</td> </tr> <tr> <td>半崎2</td> <td>夏井</td> </tr> <tr> <td>久慈南海岸</td> <td>昭和三陸地震</td> <td>12.0</td> <td>五文の滝</td> <td>三崎</td> <td>12.0</td> <td rowspan="12">現状の汀線維持、 もしくは、 必要に応じた 汀線の維持</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">野田湾</td> <td rowspan="5">昭和三陸地震</td> <td rowspan="5">14.0</td> <td>三崎</td> <td>野田玉川</td> <td rowspan="5">14.0</td> </tr> <tr> <td>浜山2</td> <td>下安家</td> </tr> <tr> <td>野田玉川</td> <td>玉川1</td> </tr> <tr> <td>玉川2</td> <td>玉川3</td> </tr> <tr> <td>玉川1</td> <td>玉川2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">普代海岸</td> <td rowspan="5">昭和三陸地震</td> <td rowspan="5">15.5</td> <td>玉川3</td> <td>浜山1</td> <td rowspan="5">12.0</td> </tr> <tr> <td>浜山1</td> <td>浜山2</td> </tr> <tr> <td>下安家</td> <td>堀内1</td> <td rowspan="5">15.5</td> </tr> <tr> <td>堀内2</td> <td>弁天崎</td> </tr> <tr> <td>堀内1</td> <td>堀内2</td> <td rowspan="5">9.3</td> </tr> <tr> <td>堀内2</td> <td>堀内1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">田野畑海岸</td> <td rowspan="4">昭和三陸地震</td> <td rowspan="4">14.3</td> <td>弁天崎</td> <td>明戸1</td> <td rowspan="4">14.3</td> </tr> <tr> <td>明戸2</td> <td>小浜崎</td> </tr> <tr> <td>明戸1</td> <td>明戸2</td> <td rowspan="4">12.0</td> </tr> <tr> <td>小浜崎</td> <td>小本1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩泉海岸</td> <td rowspan="3">昭和三陸地震</td> <td rowspan="3">14.7</td> <td>小本1</td> <td>小本2</td> <td rowspan="3">14.7</td> </tr> <tr> <td>茂師</td> <td>水沢</td> </tr> <tr> <td>小本2</td> <td>茂師</td> <td rowspan="3">16.0</td> </tr> <tr> <td>田老海岸</td> <td>昭和三陸地震</td> <td>14.7</td> <td>水沢</td> <td>日立浜町</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>宮古湾</td> <td>明治三陸地震</td> <td>10.4</td> <td>日立浜町</td> <td>閉伊崎</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>重茂海岸</td> <td>明治三陸地震</td> <td>14.1</td> <td>閉伊崎</td> <td>鮎ヶ崎</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table>	地域海岸名	代表地震	地域海岸 内堤防高	海岸堤防高		侵食	起点	終点	洋野～ 久慈北海岸	昭和三陸地震	12.0	青森県境	川尻	12.0	江戸が浜	鹿糠1	玉川	弁天鼻	川尻	江戸が浜	鹿糠1	鹿糠2	久慈湾	昭和三陸地震	8.0	弁天鼻	麦生	8.0	半崎1	半崎2	夏井	五文の滝	麦生	半崎1	半崎2	夏井	久慈南海岸	昭和三陸地震	12.0	五文の滝	三崎	12.0	現状の汀線維持、 もしくは、 必要に応じた 汀線の維持	野田湾	昭和三陸地震	14.0	三崎	野田玉川	14.0	浜山2	下安家	野田玉川	玉川1	玉川2	玉川3	玉川1	玉川2	普代海岸	昭和三陸地震	15.5	玉川3	浜山1	12.0	浜山1	浜山2	下安家	堀内1	15.5	堀内2	弁天崎	堀内1	堀内2	9.3	堀内2	堀内1	田野畑海岸	昭和三陸地震	14.3	弁天崎	明戸1	14.3	明戸2	小浜崎	明戸1	明戸2	12.0	小浜崎	小本1	岩泉海岸	昭和三陸地震	14.7	小本1	小本2	14.7	茂師	水沢	小本2	茂師	16.0	田老海岸	昭和三陸地震	14.7	水沢	日立浜町	14.7	宮古湾	明治三陸地震	10.4	日立浜町	閉伊崎	10.4	重茂海岸	明治三陸地震	14.1	閉伊崎	鮎ヶ崎	14.1
防護すべき地域		津波・高潮等 (防潮堤等の整備可能高さ)	侵食																																																																																																																																																							
地域海岸	市町村																																																																																																																																																									
洋野～久慈北海岸	洋野町	(TP +12.0m) の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。																																																																																																																																																							
久慈湾	久慈市	(TP +8.0m) の確保																																																																																																																																																								
久慈南海岸		(TP +12.0m) の確保																																																																																																																																																								
野田湾	野田村	(TP +14.0m) の確保																																																																																																																																																								
普代海岸	普代村	(TP +15.5m) の確保																																																																																																																																																								
田野畑海岸	田野畑村	(TP +14.3m) の確保																																																																																																																																																								
岩泉海岸	岩泉町	(TP +14.7m) の確保																																																																																																																																																								
田老海岸	富古市	(TP+14.7m) の確保																																																																																																																																																								
宮古湾		(TP+10.4m) の確保																																																																																																																																																								
重茂海岸	富古市 (鮎ヶ崎まで)	(TP+14.1m) の確保																																																																																																																																																								
地域海岸名	代表地震	地域海岸 内堤防高		海岸堤防高		侵食																																																																																																																																																				
				起点	終点																																																																																																																																																					
洋野～ 久慈北海岸	昭和三陸地震	12.0	青森県境	川尻	12.0																																																																																																																																																					
			江戸が浜	鹿糠1																																																																																																																																																						
			玉川	弁天鼻																																																																																																																																																						
			川尻	江戸が浜																																																																																																																																																						
			鹿糠1	鹿糠2																																																																																																																																																						
久慈湾	昭和三陸地震	8.0	弁天鼻	麦生	8.0																																																																																																																																																					
			半崎1	半崎2																																																																																																																																																						
			夏井	五文の滝																																																																																																																																																						
			麦生	半崎1																																																																																																																																																						
			半崎2	夏井																																																																																																																																																						
久慈南海岸	昭和三陸地震	12.0	五文の滝	三崎	12.0	現状の汀線維持、 もしくは、 必要に応じた 汀線の維持																																																																																																																																																				
野田湾	昭和三陸地震	14.0	三崎	野田玉川	14.0																																																																																																																																																					
			浜山2	下安家																																																																																																																																																						
			野田玉川	玉川1																																																																																																																																																						
			玉川2	玉川3																																																																																																																																																						
			玉川1	玉川2																																																																																																																																																						
普代海岸	昭和三陸地震	15.5	玉川3	浜山1	12.0																																																																																																																																																					
			浜山1	浜山2																																																																																																																																																						
			下安家	堀内1			15.5																																																																																																																																																			
			堀内2	弁天崎																																																																																																																																																						
			堀内1	堀内2				9.3																																																																																																																																																		
堀内2	堀内1																																																																																																																																																									
田野畑海岸	昭和三陸地震	14.3	弁天崎	明戸1	14.3																																																																																																																																																					
			明戸2	小浜崎																																																																																																																																																						
			明戸1	明戸2		12.0																																																																																																																																																				
			小浜崎	小本1																																																																																																																																																						
岩泉海岸	昭和三陸地震	14.7	小本1	小本2	14.7																																																																																																																																																					
			茂師	水沢																																																																																																																																																						
			小本2	茂師		16.0																																																																																																																																																				
田老海岸	昭和三陸地震	14.7	水沢	日立浜町	14.7																																																																																																																																																					
宮古湾	明治三陸地震	10.4	日立浜町	閉伊崎	10.4																																																																																																																																																					
重茂海岸	明治三陸地震	14.1	閉伊崎	鮎ヶ崎	14.1																																																																																																																																																					
P. 25 (P. 24)	<p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</p> <p>三陸北沿岸では、津波・高潮等、侵食による災害から地域を守り、地域の安全性を確保するため、堤防や離岸堤等が整備されてきた。その一方で、景勝地にもなっている自然海岸が多く残されていることから、施設整備による影響（海岸景観、海浜植生や海辺の生物相の変化等）への対応も必要になってきている。</p> <p>このようなことから、三陸北沿岸における今後の海岸整備については、防護（津波対策、国土保全）を第一としつつ、環境と利用にも配慮した質的向上を図ることが必要であり、そのためには状況に応じて以下の施策を講じていく。</p> <p>防護の目標を達成するための施策を講じていく際には、自然への畏敬をもちつつ進めていくものとする。</p> <p>平成23年の東北地方太平洋沖地震津波により被災した海岸堤防等については、災害復旧事業において、適切な防護水準の確保を図るとともに、必要に応じて、粘り強い構造とするための設計上の工夫を取り入れていく。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>2.1.3 防護の目標を達成するための施策</p> <p>三陸北沿岸では、津波・高潮等、侵食による災害から地域を守り、地域の安全性を確保するため、堤防や離岸堤等が整備されてきた。その一方で、景勝地にもなっている自然海岸が多く残されていることから、施設整備による影響（海岸景観、海浜植生や海辺の生物相の変化等）への対応も必要になってきている。</p> <p>このようなことから、三陸北沿岸における今後の海岸整備については、防護（津波対策、国土保全）を第一としつつ、環境と利用にも配慮した質的向上を図ることが必要であり、そのためには状況に応じて以下の施策を講じていく。</p> <p>護の目標を達成するための施策を講じていく際には、海岸保全施設の設置位置、周辺の自然環境・海岸利用の特性及び工事期間中の影響等に十分配慮して進めていくものとする。</p> <p>平成23年の東北地方太平洋沖地震津波により被災した海岸堤防等については、災害復旧事業において、適切な防護水準の確保を図るとともに、粘り強い構造とするための設計上の工夫を取り入れていく。</p>																																																																																																																																																								

ページ	変更前	変更後
P. 25 (P. 24)	<p>(1) 防護対策の充実について</p> <p style="text-align: center;">＜ 施 策 ＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護を確保する。 ○ 海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。 ○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備やサンドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。 ○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係機関との連携を図るとともに地域と共に検討していく。 ○ 海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い、施設の機能を確保する。また、施設のデータベース化を進める。 ○ 地域防災計画と連携した防災訓練の実施、及び災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。 </div>	<p>(1) 防護対策の充実について</p> <p style="text-align: center;">＜ 施 策 ＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護を確保する。 ○ 海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。 ○ 最大クラスの津波を念頭においた防災体制を確立し運用する。 ○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備やサンドバイパス^{※1}やサンドリサイクル^{※2}を含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。 ○ 津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係機関との連携を図るとともに地域と共に検討していく。 ○ 海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い、施設の機能を確保する。また、施設のデータベース化を進める。 ○ 地域防災計画と連携した防災訓練の実施、及び災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。 </div> <p>※1：サンドバイパスとは構造物によって砂移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を下手側に輸送する工法</p> <p>※2：サンドリサイクルとは、流れの下手に堆積した土砂を上手側の侵食された海岸に繰り返し投入し、砂浜を復元する工法</p>

ページ	変更前	変更後
P. 26 (Ⅱ)	<p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸部が背後地の大規模火災時の避難地として重要な役割を担うことに十分配慮して保全計画の策定や施設整備に努める。 ○ 海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与、また、それらへの影響にも十分配慮して工法、構造、配置等についての検討に努める。 海岸保全施設の整備にあたっては、耐震化、防護効果や経済性に十分配慮して対策工法の検討、また、水門等の遠隔操作化、施設整備後のモニタリングの検討に努める。 <p>(3) 施設の質的向上について</p> <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フォトモニタージュ等の客観的・科学的な手法等により環境面・景観面へ配慮する。 	<p>※海岸法改正の伴う追記及び変更</p> <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸部が背後地の大規模災害時の避難地として重要な役割を担うことに十分配慮して保全計画の策定や施設整備に努める。 ○ 海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与、また、それらへの影響にも十分に配慮した上で、工法、構造、配置等についての検討に努める。 ○ 海岸保全施設の整備にあたっては、耐震化、防護効果や経済性に十分配慮して対策工法の検討、また、水門等の遠隔操作化、施設整備後のモニタリングの検討に努める。 ○ 平成 23 年の東北地方太平洋沖地震津波では水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲になったことから、災害発生時の水門等の操作員の安全確保・適切な操作方法・訓練等に関する操作規則等を策定する。 <p>(3) 施設の質的向上について</p> <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フォトモニタージュ等の客観的・科学的な手法等により環境面・景観面への配慮に努める。
P. 27 (Ⅱ)	<p>(1) 良好な環境の保護・保全について</p> <p><施 策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。 ○ 海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。 ○ 地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。 	<p>※文言の変更</p> <p>(1) 良好な環境の保護・保全について</p> <p><施 策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の高さ、工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。 ○ 海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。 ○ 地元自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。
P. 28 (Ⅱ)	<p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防等の配置については、海岸特有のエコトーンへの影響に考慮する。 ○ 抽出された重要種や注目種、生息場所などに対する影響予測に努める。 ○ 影響低減対策はミティゲーションによる段階的な検討を経て策定・実施に努める。 	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防等の配置については、海岸特有のエコトーン^{※3}への影響に考慮する。 ○ 抽出された重要種や注目種、生息場所などに対する影響低減に努める。 ○ 影響低減対策はミティゲーション^{※4}による段階的な検討を経て策定・実施に努める。 ○ 環境の各分野に精通している有識者等により、整備箇所の状況に応じた整備方法等の助言・指導を受け、環境に配慮した施設整備に努める。 <p>※3：エコトーンとは陸域と海域など、異なる環境が連続的に接している一帯のこと</p> <p>※4：ミティゲーションとは、環境への影響を最小限に抑えるための代償処置のこと</p>

ページ	変更前	変更後														
<p>- (P. 29)</p>	<p>・追加</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>○ 工事中における動植物等への配慮事例</p> <table border="1" data-bbox="858 309 1493 674"> <thead> <tr> <th>配慮すべき動植物</th> <th>工事中の配慮事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td>① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査</td> </tr> <tr> <td>海浜植物</td> <td>① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）</td> </tr> <tr> <td>水生動植物（魚類等）</td> <td>① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し棄場の基盤材とする</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移設）</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき動植物	工事中の配慮事例	全般	① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査	海浜植物	① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）	水生動植物（魚類等）	① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し棄場の基盤材とする	底生動物	① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整	昆虫類	① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移設）	鳥類	① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保
配慮すべき動植物	工事中の配慮事例															
全般	① 工事区域を区分し、着手と未着手を分けて施工 ② 工事用道路を陸側に寄せる、片側通行とするなど影響範囲を最小とする ③ 工事前、工事後のモニタリング調査															
海浜植物	① 種子・苗の採取・移植 ② 表土の取置き・再覆砂（締固めしないよう留意）															
水生動植物（魚類等）	① 汚濁防止フェンスの設置 ② 工事用仮設道の撤去 又は、水中部へ再利用し棄場の基盤材とする															
底生動物	① 干潟 1m 深の底土移植 ② 湧排水域前面の埋戻土高の調整															
昆虫類	① 幼虫時期の着手を控える ② 代替繁殖区域の確保（既存土の移設）															
鳥類	① 飛来時期の工事内容の調整 ② 仮営巣地の確保															
<p>P. 29 (P. 30)</p>	<p>(4) 海岸景観の創出について</p> <p><施 策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮する。 ○ 擬似的に自然に見せる表面処理は行わず、シンプルなデザインで構造物の本來機能を伝える。 <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防の位置・線形については、海浜との関係、まちづくりとの関係等を総合的に勘案し設定に努める。 ○ 堤防線形は、できる限り急激な変化を避け、地形に馴染んだ緩やかな曲線形にするよう配慮する。 ○ 堤防の構造形式については、一連の構造とするよう配慮する。 ○ 異なる構造形式となる場合には、異なる構造物が直接接することの違和感軽減に配慮する。 ○ 堤防の連続的な面の分節に配慮する。 ○ 構造物の立ち上がりの唐突さを緩和し、高さ感・圧迫感を軽減に努める。 ○ 水門や樋門が必要以上に目立つことのないようシンプルな形状に配慮する。 ○ 一般的な引き上げ門扉形式に加え、周辺環境や堤防等と調和した形式についても検討する。 ○ 水門等の操作室（上屋）については、門柱との一体感や安定感のあるデザインに配慮する。 ○ ゲートの色彩については、必要に応じて試作パネル等を用いて景観に配慮する。 ○ 平常時（ゲート開口時）における川の流れのイメージを損なわないように配慮する。 ○ 海側と陸側をつなぐ“門”に相応しい、開放感のある空間として設える。 ○ 関連する付帯施設などを含めた陸側の空間のトータルデザインに配慮する。 ○ 緊急時における閉鎖作業に要する時間などを考慮し、設置の集約に努める。 ○ 陸側は、地域の意向などを踏まえながら集約化を図り、景観への影響を最小限に努める。 	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>(4) 海岸景観の創出について</p> <p><施 策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮する。 ○ 背後の土地利用を勘案し、必要に応じて緑化に配慮する。 <p><配慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然豊かな海岸景観に配慮し、砂浜の保全に努める。 ○ 堤防の位置・線形については、海浜との関係、まちづくりとの関係等を総合的に勘案し設定に努める。 ○ 堤防線形は、できる限り急激な変化を避け、地形に馴染んだ緩やかな曲線形にするよう配慮する。 ○ 堤防の構造形式については、一連の構造とするよう配慮する。 ○ 異なる構造形式となる場合には、異なる構造物が直接接することの違和感軽減に配慮する。 ○ 堤防の連続的な面は、長大で単調な景観にならないよう配慮する。 ○ 構造物の立ち上がりを緩和し、高さ感・圧迫感を軽減に努める。 ○ 水門や樋門が必要以上に目立つことのないようシンプルな形状に配慮する。 ○ 一般的な引き上げ門扉形式に加え、周辺環境や堤防等と調和した形式についても検討する。 ○ 水門等の操作室（上屋）については、門柱との一体感や安定感のあるデザインに配慮する。 ○ ゲートの色彩については、必要に応じて試作パネル等を用いて景観に配慮する。 ○ 水門等の設置部においては、川の流れのイメージを損なわないように配慮する。 ○ 海側と陸側をつなぐ“門”に相応しい、開放感のある空間として設える。 ○ 関連する付帯施設などを含めた陸側の空間のトータルデザインに配慮する。 ○ 陸側は、地域の意向などを踏まえながら配置を検討し、景観への影響を最小限にするよう努める。 														
<p>P. 30 (P. 31)</p>	<p>(2) 海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について</p> <p><施 策></p> <p>海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開する。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>(2) 海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について</p> <p><施 策></p> <p>海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討のうえ、その展開に努める。</p>														
<p>P. 31 (P. 32)</p>	<p>5. 施策の整理</p> <p>三陸北沿岸の長期的な在り方(基本理念)の実現に向けた海岸保全を達成するため、各種の施策について防護・環境・利用の観点から整理を行い、その整理にもとづいて展開していくものとする。</p> <p>各施策の整理を次頁に示す。</p>	<p>5. 施策の整理</p> <p>三陸北沿岸の長期的なあり方(基本理念)の実現に向けた海岸保全を達成するため、各種の施策について防護・環境・利用の観点から整理を行い、その整理にもとづいて展開していくものとする。</p> <p>各施策の整理を次頁に示す。</p>														

P. 32
(P. 33)

※前述の内容をとりまとめ
※文章の変更と追加

各施策の整理表
<p>海岸管理者が行う施策</p> <p>○防波の崩壊や高潮による被害防止等の防波設備の維持・管理を行うこと</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>
<p>防波</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>
<p>環境</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>
<p>利用</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>

海岸管理者が行う施策	地元自治体や関係行政機関と海岸管理者が連携、協力して行う施策	住民やNPO等が協賛・協力を得て行う施策
<p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>	<p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>	<p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p> <p>○防波設備の点検・点検結果に基づく点検計画の作成・実施</p>

P. 33
(P. 34)

※文章の修正

1. 海岸保全施設を整備しようとする地域

1.2 整備対象海岸の選定

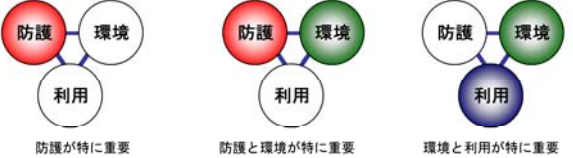
海岸保全施設を整備対象海岸の選定については、各海岸管理者が区分する地区海岸毎に防護、環境、利用の観点からの必要性を検討し、整備が要請される海岸とする。

2.1 整備内容と施設の種類の種類

これによって、海岸毎に当面の対処が終了後、この表のプロセスで再度海岸を見据えることで、その時点での状況に合った施策と整備（海岸の状況にあった処方箋づくり）が展開できることを図る。

特に、「海岸で特に必要な観点」については、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の特性や今後の位置づけをふまえた場合に強く求められる観点を表すものとする。

□「海岸で特に重要な観点」のイメージ



1. 海岸保全施設の施設の新設又は改良しようとする区域

1.2 整備対象海岸の選定

海岸保全施設を整備対象海岸の選定については、各海岸管理者が区分する地区海岸毎に防護、環境、利用の観点からの必要性を検討し、整備が必要と認められる海岸とする。

2.1 整備内容と施設の種類の種類

これによって、海岸毎に当面の対処が終了後、この表のプロセスで再度海岸を見据えることで、その時点での状況に合った施策と整備の展開を図る。

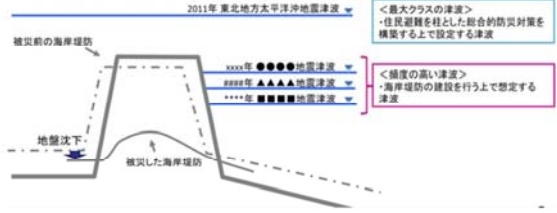
なお、「海岸で特に必要な観点」については、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の特性や今後の位置づけをふまえた場合に強く求められる観点を表すものとする。

※図の削除

ページ	変更前	変更後
P. 34 (P. 36)	<p>□整備箇所整理表の考え方</p> <p>◆現状</p> <p>◆これから</p> <p>◆現状をふまえる 海岸の特性、防護水準、海岸での配慮事項を確認・把握する。</p> <p>◆海岸のこれからを考える ○基本理念（めざすもの）をふまえて、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するもの、海岸の現状や今後の位置づけをふまえ「海岸で特に必要とされる観点」を設定する。 ○以上をふまえて、海岸管理者が展開する施策、海岸管理（整備）目標、海岸保全施設の整備を設定し、展開していく。</p> <p>◆以上の流れによって適宜海岸の姿を見据えていく 以上によって、その都度の適正な施策を選定（「状況に応じた処方箋づくり」）しつつ海岸づくりを進めていく。</p>	<p>・ ページ入替え</p> <p>□整備箇所整理表の考え方</p> <p>◆現状</p> <p>◆これから</p> <p>◆現状をふまえる ○ 海岸の特性、防護水準、海岸での配慮事項を確認・把握する。 ○ 基本理念（めざすもの）をふまえて、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するもの、海岸の現状や今後の位置づけをふまえ「海岸で特に必要とされる観点」を設定する。 ○ 以上をふまえて、海岸管理者が展開する施策、海岸管理（整備）目標、海岸保全施設の整備を設定し、展開していく。</p> <p>◆ 以上の流れによって適宜海岸の姿を見据えていく また、その都度の適正な施策を選定しつつ海岸づくりを進めていく。</p>

ページ	変更前	変更後																
P. 35 (P. 35)	<p>2.2 施設の規模、配置</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における海岸保全施設の規模、配置については、整備方針図として以下の内容によって整理する。</p> <p><input type="checkbox"/>整備方針図での整理内容と表現</p> <table border="1" data-bbox="193 1480 770 1664"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設を整備しようとする区域</td> <td>海岸の範囲を表示</td> </tr> <tr> <td>○海岸保全施設の種類</td> <td>丸付き文字で表示</td> </tr> <tr> <td>○ " の規模及び配置</td> <td>範囲、位置を線で表示</td> </tr> </tbody> </table>	整理内容	表現	○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示	○海岸保全施設の種類	丸付き文字で表示	○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合</p> <p>2.2 海岸保全施設の選定</p> <p>各海岸保全施設は、それぞれの特徴があり、防災上の得られる効果、自然環境・海岸利用に与える効果・影響、施工期間、費用等が異なることから設置地点の海岸特性に充分配慮して選定することとする。また、複数の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置することにより、波浪等の外力を沖合から徐々に弱めながら防護するとともに、良好な海岸空間を形成する「面的防護方式」についても適切に取り入れることとする。</p> <p>なお、海岸保全施設については、調査・研究により新工法も提案されつつあることから、それらの特性も十分に把握しながら、総合的に最適な工法を選択することとする。</p> <p>2.3 施設の規模、配置</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における海岸保全施設の規模、配置については、施設整備計画図として以下の内容によって整理する。</p> <p><input type="checkbox"/>施設整備計画図での整理内容と表現</p> <table border="1" data-bbox="855 1485 1441 1646"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設を整備しようとする区域</td> <td>海岸の範囲を表示</td> </tr> <tr> <td>○海岸保全施設の種類</td> <td>丸付き文字で表示</td> </tr> <tr> <td>○ " の規模及び配置</td> <td>範囲、位置を線で表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後、計画内容については見直しの可能性もある</p>	整理内容	表現	○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示	○海岸保全施設の種類	丸付き文字で表示	○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示
整理内容	表現																	
○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示																	
○海岸保全施設の種類	丸付き文字で表示																	
○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示																	
整理内容	表現																	
○海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示																	
○海岸保全施設の種類	丸付き文字で表示																	
○ " の規模及び配置	範囲、位置を線で表示																	

ページ	変更前	変更後																						
P. 35 (P. 38)	<p>3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における受益の範囲については、整備方針図に整理し、また、受益の地域及びその状況についても、別表計画事項として巻末に整理する。</p> <p><input type="checkbox"/>整備方針図での整理表現</p> <table border="1" data-bbox="194 1209 774 1303"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設による受益の範囲</td> <td>範囲を面に表示</td> </tr> </tbody> </table>	整理内容	表現	○海岸保全施設による受益の範囲	範囲を面に表示	<p>※海岸法改正による追加</p> <p>3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下のとおり実施する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。</p> <p>施設毎の管理内容の記載事例 (内容は、現在調整中)</p> <table border="1" data-bbox="861 548 1436 878"> <thead> <tr> <th>記載事例</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防・護岸</td> <td>①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>離岸堤</td> <td>・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>突堤</td> <td>・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。</td> </tr> <tr> <td>砂浜</td> <td>・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。</td> </tr> <tr> <td>胸壁</td> <td>・水際の工場や倉庫、工船用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。</td> </tr> <tr> <td>陸閉</td> <td>・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年3月3日国通知抜粋</p> <p>4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>三陸北沿岸の各海岸における受益地域については、施設整備計画図に整理し、また、受益地域及びその状況についても、別表計画事項として巻末に整理する。</p> <p><input type="checkbox"/>施設整備計画図での整理表現</p> <table border="1" data-bbox="858 1209 1436 1303"> <thead> <tr> <th>整理内容</th> <th>表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海岸保全施設による受益地域</td> <td>範囲を面に表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受益地域：海岸堤防の計画堤防高で守られる範囲 (背後の地盤高が計画堤防高以下となる地域)</p>	記載事例	内容	堤防・護岸	①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。	離岸堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	突堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	砂浜	・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。	胸壁	・水際の工場や倉庫、工船用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	陸閉	・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う	整理内容	表現	○海岸保全施設による受益地域	範囲を面に表示
整理内容	表現																							
○海岸保全施設による受益の範囲	範囲を面に表示																							
記載事例	内容																							
堤防・護岸	①当該堤防の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、堤体の空洞化を主な点検項目とし、台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検を行う。 ②日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。地域住民、民間団体と連携し、年に2回程度の海岸清掃を行う。 ③海水浴やサーフィンなど、年間を通じて利用者が多い海岸であり、日常巡視及び年に2回程度の定期点検を行う。																							
離岸堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。																							
突堤	・日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。																							
砂浜	・県立自然公園の区域となっており、また、ウミガメの産卵地でもあることから、砂浜の地形変化状況を監視する。また、砂浜への車両の乗り入れ規制を行う。																							
胸壁	・水際の工場や倉庫、工船用台船やプレジャーボートの係留が多いため、利用状況を踏まえて長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																							
陸閉	・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う																							
整理内容	表現																							
○海岸保全施設による受益地域	範囲を面に表示																							

ページ	変更前	変更後
<p>P. 36, 37 (P. 40. 41)</p>	<p>第4章. 今後の取り組み方針</p> <p>三陸北沿岸海岸保全基本計画の改定後の取り組み方針として、以下のものがあげられる。</p> <p>(1) 津波対策への取り組み</p> <p>比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対しては、海岸堤防等を中心に、整備を進めるものとする。</p> <p>また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、少しでも壊れるまでの時間を稼ぐために、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。</p> <p>なお、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、避難施設・避難路の整備や土地利用の制限等によるソフト・ハード施策を総動員する多重防御の考え方で減災を図ることとしていることから、海岸管理者においても、以下の事項について、関係市町村に協力や支援を行っていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水シミュレーションの検討への協力 ○地域防災計画の作成、変更への支援 ○津波防災マップ等の情報提供への協力 <p>(2) 地域住民、NPO等の参画と情報公開</p> <p>地域の人に愛され、地域住民等が積極的に参画できる海岸づくりのためには、アンケート調査やヒアリング等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。そのためには、以下を実施していくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地見学会や勉強会、意見交換会等を地元地方自治体や関係機関と共同で適宜開催し、海岸管理者等、地域住民、NPOとの相互の知識と意識を共有・向上していく。 ○海岸清掃等の海岸愛護活動、啓発活動を地元地方自治体や関係機関と共同で企画し、地域住民、NPO等と連携し、あるべき姿の海岸環境づくりを行っていく。 ○海岸管理者等は海岸にかかわる情報を公開し、事業の透明性を向上していく。 <p>(3) 今後の調査研究と計画の見直し</p> <p>あるべき姿の海岸環境づくりを行っていくため、以下に示す調査研究内容について専門の学識経験者や研究機関等との連携、また、地域住民やボランティアとの連携や参加も視野に入れた継続的な調査・検討の推進や、それらの体制の確立に努めていくものとする。</p>	<p>※三陸南計画（今回改定）との整合 ※文言の修正・図の追加など</p> <p>第4章. 今後の取り組み方針</p> <p>三陸北沿岸海岸保全基本計画の改定後の取り組み方針として、以下のものがあげられる。</p> <p>(1) 津波対策への取り組み</p> <p>比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対しては、海岸堤防等を中心に、整備を進めるものとする。</p> <p>また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、全壊に至る可能性を減らすことを目的として、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。</p> <p>なお、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、避難施設・避難路の整備や土地利用の制限等によるソフト・ハード施策を総動員する多重防御の考え方で減災を図ることとしていることから、海岸管理者においても、以下の事項について、関係市町村に協力や支援を行っていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水シミュレーションの検討への協力 ○地域防災計画の作成、変更への支援 ○津波防災マップ等の情報提供への協力  <p style="text-align: center;">高潮・高波及び津波への対応イメージ</p> <p>堤防構造は、津波が堤防を越えても粘り強く対応する構造によって堤防を整備することとし、以下の事項に留意する。</p> <p>堤防断面は、弱部をつくらないため、一連の復旧区間は同一の構造での復旧を基本とする（まちづくり、背後利用等により難しい場合を除く）。法面保護は、天端保護工、裏法被覆工の強化対策を行うこととし、裏法堤脚保護工として、堤防の裏法尻に洗掘防止対策を実施する。また、必要に応じて、緑の防潮堤の検討を進める。地盤対策は、液状化対策・軟弱地盤対策等必要に応じて実施する。</p>

ページ	変更前	変更後
<p>P. 36, 37 (P. 40. 41)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。 ○復旧・復興における環境モニタリング調査の検討。 	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center; color: red;">堤防構造の変更（粘り強い構造・緑の防潮堤）のイメージ</p> <p>(2) 地域住民、NPO等の参画と情報公開</p> <p>地域の人に愛され、地域住民等が積極的に参画できる海岸づくりのためには、アンケート調査やヒアリング等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の計画時点や実施段階においても地域住民、NPO等の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していく必要がある。そのためには、以下を実施していくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地見学会や勉強会、意見交換会等を地元自治体や関係機関と共同で適宜開催し、海岸管理者等、地域住民、NPOとの相互の知識と意識を共有・向上していく。 ○海岸清掃等の海岸愛護活動、啓発活動を地元自治体や関係機関と共同で企画し、地域住民、NPO等と連携し、あるべき姿の海岸環境づくりを行っていく。 ○海岸管理者等は海岸にかかわる情報を公開し、事業の透明性を向上していく。 <p>(3) 今後の調査研究と計画の見直し</p> <p>あるべき姿の海岸環境づくりを行っていくため、以下に示す調査研究内容について専門の学識経験者や研究機関等との連携、また、地域住民やボランティアとの連携や参加も視野に入れた継続的な調査・検討の推進や、それらの体制の確立に努めていくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。 ○復旧・復興における環境モニタリング調査の検討。 <p>また、本計画策定後、以下の状況が生じた場合には内容を見直していくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害等の発生により、施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を見

ページ	変更前	変更後
		<p>直す。</p> <p>○地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因による海岸環境に対する状況変化が生じた場合には、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜見直す。</p> <p>○地域状況の変化や社会経済状況の変化にともなって、自然環境等も変化することが考えられるため、計画の見直しを行う際には、事前に調査を行い、自然環境の情報を収集する。</p> <p>○復旧・復興におけるまちづくりの進捗にあわせて、必要に応じ計画を適宜見直す。</p>